

広島県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町馬木二二九二番二地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番二地先まで 東広島市西条町上三永字平田一四〇一四番四地先 から 東広島市高屋町溝口一一一番一地先まで			七・五〇〇〃 五・〇〇〇	一〇、四〇〇 七・〇〇〇	
			二〇・〇〇〇〃 一六五・〇〇〇	四、五三八・ 〇〇	
東広島市西条町馬木二二九二番二地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番二地先まで 東広島市西条町上三永字平田一四〇一四番四地先 から 東広島市高屋町溝口一一一番一地先まで	新		二〇・〇〇〇〃 一六一・〇〇〇	四、五三八・ 〇〇	ダブルウェイ 一部拡幅 一部幅員減少
		旧	七・五〇〇〃 五・〇〇〇	一〇、四〇〇 七・〇〇〇	